

1964年6月30日(第17日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時40分～午後6時10分)

2. 応招議員は次のとおりである。

| | | | | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|----|-----|----|---|---|
| 1番 | 天久 | 宴太郎 | 2番 | 比嘉 | 定亮 | 3番 | 天久 | 盛 | 雄 |
| 4番 | 安次 | 富盛 | 5番 | 石 | 川 | 6番 | 仲村 | 盛 | 景 |
| 7番 | 稲嶺 | 正康 | 8番 | 石 | 田 | 9番 | 安里 | 春 | 景 |
| 10番 | 又吉 | 正弘 | 11番 | 石 | 川 | 12番 | 大 | 川 | 明 |
| 13番 | 伊佐 | 真得 | 15番 | 宮 | 城 | 16番 | 大 | 宮 | 行 |
| 17番 | 伊佐 | 貞寿 | 18番 | 中 | 里 | 19番 | 武 | 島 | 行 |
| 20番 | 仲村 | 盛光 | 21番 | 古 | 波 | | | | |

3. 不応招議員は次のとおりである。

14番 仲村 喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

| | | | |
|------|-------|------|------------|
| 市長 | 仲村 春勝 | 助役 | 具屋 真徳 |
| 総務課長 | 松川 正毅 | 住民課長 | 仲村 春信 |
| 財政課長 | 奥里 将俊 | 経済課長 | 伊佐 友誠 |
| 水道課長 | 國吉 真毅 | 消防団長 | 大城 仁幸 |
| | | | 民生課長 当山 全喜 |
| | | | 建設課長 島袋 昌兼 |

7. 議会事務局の出席者は次のとおりである。

局長 宮城 光雄 書記 照屋 設 知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第32. 決議案第8号、政府立商業高等学校の当市設置に対する要請決議について。

日程第31. 議案第94号、宜野湾市西海岸公有水面編立について。

日程第4. 議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算について。

日程第5. 議案第19号、1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について。

日程第32. 議案第35号、水道施設の取得に伴う売買の契約について。

日程第33. 議案第36号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について。

日程第34. 議案第37号、予算の繰越について。

日程第 議案第33号、宜野湾市議会図書室設置条例決定について。

1964年6月30日(第17日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時40分～午後6時10分)

2. 応招議員は次のとおりである。

| | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|---|
| 1番 | 天久宴太郎 | 2番 | 比嘉定亮 | 3番 | 天仲久盛 | 雄 |
| 4番 | 安次富盛信 | 5番 | 石川真英 | 6番 | 天仲村盛 | 果 |
| 7番 | 福嶺正康 | 8番 | 石田英 | 9番 | 安里川安 | 明 |
| 10番 | 又吉正弘 | 11番 | 石川繁昌 | 12番 | 大宮里 | 昇 |
| 13番 | 伊佐真得 | 15番 | 宮城盛昌 | 16番 | 大宮里 | 行 |
| 17番 | 伊佐貞寿 | 18番 | 中里幸助 | 19番 | 武島 | 男 |
| 20番 | 仲村盛光 | 21番 | 古波清次郎 | | | |

3. 不応招議員は次のとおりである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第01条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

| | | | |
|------|------|------|------|
| 市長 | 仲村春勝 | 助役 | 具屋真徳 |
| 総務課長 | 松川正義 | 住民課長 | 仲村春信 |
| 民生課長 | 当山全喜 | | |
| 財政課長 | 奥里将俊 | 経済課長 | 伊佐友誠 |
| 建設課長 | 島袋昌兼 | | |
| 水道課長 | 国吉真義 | 消防団長 | 大城仁幸 |

7. 議会事務局の出席者は次のとおりである。

局長 宮城光雄 書記 照屋毅 . 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第32. 決議案第8号, 政府立商業高等学校の当市設置に対する要請決議について。

日程第31. 議案第34号, 宜野湾市西海岸公有水面埋立について。

日程第4. 議案第18号, 1965年度宜野湾市才入才出予算について。

日程第5. 議案第19号, 1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について。

日程第32. 議案第35号, 水道施設の取得に伴う売買の契約について。

日程第33. 議案第36号, 宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について。

日程第34. 議案第37号, 予算の繰越について。

日程第 議案第33号, 宜野湾市議会図書室設置条例設定について。

議長～出席議員20名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は
成立いたしましたので、只今より本日の会議を開きます。
(午前10時40分)

議長～日程の追加がありますので、御準備をお願いします。すねにお手許に案
件がお配りしてあると思いますが、日程32に決議案第8号、商業校
誘致要請決議についてを追加願います。

議長～では決議案第8号、商業高校誘致要請決議についてを上程いたします。
事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

1番～簡単に提案理由を御説明申し上げます。本市におきましては、政府立商業
高校の誘致におきましてはかねてからの懸案でございましたが、前に案
議決議をいたしまして、市当局も強刀に折衝を展開せられまして、その
実現方がほとんど見透しがついて政府といたしましても一応その候補地
を指定いたしまして、すでに敷地買収の一部計費を65会計年度に計上
した訳でございます。しかしながら事態の急変によりまして、おそらく
これは民政府の機関の決定だと考えておりますが、その内容に付きま
しては充分了解しておりませんが、去つた5月に那覇市の与儀試験場
とに英語商業学校という名目で商業学校を設立するという政府の
意向が催されておるようであります。その英語商業学校なるものが、私
達市に設置する予定になつておりました民政府補助金による商業学
校と同一のものであると分りまして、政府の決定を無視して那覇市に
設置する意向がはつきりした訳でございます。しかしながら教育行政に
対しましてはあくまでも本要基書に書いてあります通り民意をそん
重して教育委員に委ねて決定されるものだと考えております。この
問題も我々として無視出来ない問題でありまして一段と折衝を強
力に展開して開いたしまして再度要基決議する事によつて当初の計
画通りに是非直ちに市に設置していただくように要望したいとい
うのが、こつ子でございます。以上理由を要基決議を教育委員会が
現在開かれておりますので、中央教育委員会に提出いたしまして
一段と強力な折衝を展開していただくという趣旨の下にこの要基
書を提出したい所存でございます。簡単でございますが、提案理
由の説明を終わります。

議長～暫休憩いたします。(午前10時45分)

議長～再開いたします。(午前10時50分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～質疑省略の声がございますが、御質疑ございませんか。
(無議なしと呼ぶ)

議長～出席議員20名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は
成立いたしましたので、只今より本日の会議を開きます。
(午前10時40分)

議長～日程の追加がありますので、御準備をお願いします。すばにお手許に案
件がお配りしてあると思いますが、日程32に決議案第28号、商業校
誘致要請決議についてを追加願います。

議長～では決議案第8号、商業高校誘致要請決議についてを上程いたします。
事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

1 番～簡単に提案理由を御説明申し上げます。本市におきましては、政府立商業
高校の誘致におきましてはかねてからの懸案でございましたが、前に要
請決議をいたしまして、市当局も強刀に折衝を展開せられて、その
実現方がほとんど見通しがついて政府といたしましても一応その候補地
を指定いたしまして、すでに敷地買収の一部計費を65会計年度に計上
した訳でございます。しかしながら事態の急変によりまして、おそらく
これは民政府の機関の決定だと考えておりますが、その内容に付きまし
ては充分了解しておりませんが、去つた5月に那覇市の与儀試験場あ
とに英語商業学校という名目で商業学校を設立するという政府の説明会
が催されておるようであります。その英語商業学校なるものが、私達当
市に設置する予定になつておりました民政府補助金による商業学校と同
一のものであると分りまして、政府の決定を無視して那覇市に設置する
意向がはつきりした訳でございます。しかしながら教育行政に対しまし
てはあくまでも本要望書に書いてあります通り民意を尊重して教育委
員会によつて決定されるもんだと考えております。この問題は我々とし
ても議会としても無視出来ない問題でありまして一段と折衝を強力に展
開いたしまして再度要望決議する事によつて当初の計画通りに是非宜
野湾市に設置していただくように要望したいというのが、こつ子でござ
います。以上の理由で要望決議を教育委員会が現在開かれておりますの
で、中央教育委員会に提出いたしまして一段と強力な折衝を展開してい
ただくという趣旨の下にこの要望書を提出いたしたい所存でございます
簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。

議長～暫休憩いたします。(午前10時45分)

議長～再開いたします。(午前10時50分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～質疑省略の声がございますが、御共議ございませんか。

(共議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

18番～本決議案は現在中教委で商業高校を設置するんだという事で、今その設置の場所その他の面について特に最初の予定地がいろいろの情勢から、与儀の方に変更されるということでございますが、商業高校の誘致に~~必~~ましましては市の都市計その他発展途上に來ております所の市の立地条件からいたしまして最適の場所であるという所も再確認いたしまして、皆様方の御大なるご協力と御賛成を得ましてこれが実現のため、満場一致で決議方を期待いたしまして、この要請決議案に賛成いたします。そこで宛元き、元程話合がありましたようにりゅうきゆう政府、立法院、それに中央教育会、米國民政府教育局、その4ヶ所にしほりたいというふうに思っております、よろしく御同意をお願いします。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では決議案第8号、商業高校誘致要請決議についてを表決に付します。原案通り要請することに御異議ございませんか。

全 員～異議なしと呼ぶ

議 長～全員御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。尚宛元は行政主席、立法院議長、中央教育委員会、民政府教育局、以上4ヶ所に送付いたします。

議 長～日程31、議案第34号、公有水面埋立についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～議案第34号につきましては、前から市民の要望もありますし、一応提案説明については、そこに理由は書いてありますが、詳しいことについては質疑にお答えいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時14分)

議 長～再開いたします。(午前11時23分)

5番～この計画は元きの休憩における当局の説明を聞いておられますと認可手続

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

18番～本決議案は現在中教委で商業高校を設置するんだという事で、今その設置の場所その他の面について特に最初の予定地がいろいろの情勢から、与儀の方に変更されるということでございますが、商業高校の誘致に付ましては市の郡計その他発展途上に來ております所の市の立地条件からいたしまして最適の場所であるという所も再確認いたしまして、皆様方の絶大なるご協力と御賛成を得ましてこれが実現のため、満場一致で決議方を期待いたしまして、この要請決議案に賛成いたします。そこで宛先き、先程話合がありましたようにりゆうきゆう政府、立法院。それに中央教育会、米国民政府教育局。その4ヶ所にしほりたいというふうに思っております。よろしく御同意をお願いします。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では決議案第8号、商業高校誘致要請決議についてを表決に付します。原案通り要請することに御異議ございませんか。

全 員～異議なしと呼ぶ

議 長～全員御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。尚宛先は行政主席、立法院議長、中央教育委員会、民政府教育局、以上4ヶ所に送付いたします。

議 長～日程31、議案第34号、公有水面埋立についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～議案第34号につきましては、前から市民の要望もありますし、一応提案説明については、そこに理由は書いてありますが、詳しいことについては質疑にお答えいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時14分)

議 長～再開いたします。(午前11時23分)

5 番～この計画は先きの休憩における当局の説明を聞いておりますと認可手続

のためどうしても、そなえなくちやいけない条件として、1つの具備すべき形式として必要にせまられた処置であるとの説明でありました。これは充分にその通りやるんだというふうな前提に立つての計画はいつ頃大体出来ますか、これは認可手続をやるため争むえざる方法として計画の内容を添付しなければ認可手続が得られないからこういう計画書を作成したんだと、従つて内容そのものは現時点じやなくて計画は計画で、あくまで認可手続の様式の具備のためのもので、それも早く認可手続をやるという現状から充分割得します。私がお聞きしたいのは実現性のある計画は何時頃それじや立てられますか、大体の見通しでも結構です、来年の今頃か。

市長～約1ヶ年位いかかると思います。

5番～結局来年の6～7月頃と受け取つて良い訳ですね、そうするとその間に一応は認可になるものと仮定しまして、実現性のある計画は来年の今頃であるとして、結局計画が出来ておれば、認可と同時にすぐ着工出来るはずであります。認可はなつてもまだ具体性のある、実現性のある計画は立てられなければ、それだけ巨額市はマイナス、いわゆる計画が実現出来ないという事になりますが、当局としましては実現性のある計画を立てると、認可を得るための計画とどちらを先決としますか。

市長～認可が先であると思います。

5番～私もこれは同感であります。一応認可が先にやられると前提で質問を進めます。認可が来年の6月以前にもしあつた場合、今の予想から行きますと、当局の説明を聞きますと、実現性のある計画はやはり来年の今頃、そうすると実際の着工はいつ頃から出来る予定でありますか。

市長～先きから申上げましたように着工の準備が1年位かかりますので、その準備が出来るとすぐ着工出来ると思います。

5番～その準備が出来るとすぐ着工にかかるといふ訳ですね、その準備はいつ頃までに完了する予定でありますか。

市長～先きも申上げたように約1ヶ年位準備がかかると思います。

5番～それは来年の6月頃から将来に向つて1ヶ年ありますか、現時点から1ヶ年ありますか。

市長～現時点からであります。

5番～そうすると現実現性のある計画も1ヶ年位かかる訳ですか、その1ヶ年が来年の6～7月頃でありますか、着工のそれじや時期は大体同じ頃

のためどうしても、そなえなくちやいけない条件として、1つの具備すべき形式として必要にせまられた処置であるとの説明でありました。これは充分にその通りやるんだというふうな前提に立つての計画はいつ頃大体出来ますか、これは認可手続をやるためやむえざる方法として計画の内容を添付しなければ認可手続が得られないからこういう計画書を作成したんだと、従つて内容そのものは現時点じやなくて計画は計画で、あくまで認可手続の様式の具備のためのもので、それも早く認可手続をやるという現状から充分納得します。私しがお聞きしたいのは実現性のある計画は何時頃それじや立てられますか。大体の見通しでも結構です。来年の今頃か。

市長～約1ヶ年位いかかると思います。

5 番～結局来年の6～7月頃と受け取つて良い訳ですね、そうするとその間に一応は認可になるものと仮定しまして、実現性のある計画は来年の今頃であるとそうすると、結局計画が出来ておれば、認可と同時にすぐ着工出来るはずであります。認可はなつてもまだ具体性のある。実現性のある計画は立てられなければ、それだけ宜野湾市はマイナス。いわゆる計画が実現出来ないという事になりますが、当局としましては実現性のある計画を立てるのと、認可を得るための計画とどちらを先決としますか。

市長～認可が先であると思います。

5 番～私もこれは同感であります。一応認可が先にやられると前提で質問を進めます。認可が来年の6月以前にもしあつた場合、今の予想から行きますと、当局の説明を聞きますと、実現性のある計画はやはり来年の今頃そうすると実際の着工はいつ頃から出来る予想でありますか。

市長～先きから甲上げましたように着工の準備が1年位いかかりますので、その準備が出来るとすぐ着工出来ると思います。

5 番～その準備が出来るとすぐ着工にかかるといふ訳ですね。その準備はいつ頃までに完了する予定でありますか。

市長～先きも甲上げたように約1ヶ年位準備がかかると思います。

5 番～それは来年の6月頃から将来に向つて1ヶ年あります。現時点から1ヶ年あります。

市長～現時点からであります。

5 番～そうすると、実現性のある計画も1ヶ年位かかる訳ですか、その1ヶ年が来年の6～7月頃ありますが、着工のそれじや時期は大体同じ頃

だと解しやくできますがもう一度、今の内容をまとめて質問いたしますね、一応認可は先きなるんだといふ考え方が当分の考え方であり、そのうち実現性のある計画は大体来年の6~7月頃までにしか出来ないのであるか、あれは認可はその前に大体やられるというのが当分の見方であり、先づきはそのうであるといふ御答弁でありましたが、私は同じ質問を繰り返しているだけです。

市長~事業をするにはまず認可が先きだと思ひます、それで認可は早めに取つておいて出来るならば今のような概算見積りでも取つておいて早めに設計をいたしたいと思います、もしこれが概算では困るといふ事であれば綿密なる設計それから予算の見積りをして、そして議会にこれを事業執行をやらせたい、だといふ議決をもちつてやるならば来年の6月~7月頃までにそれをだして、そして認可を得て、そして認可を得たらすぐ着工に移すといふふうにして、段取りを進めたいと思つておられます、繰り返されておられますが認可はなるべく早めに受けたいと、それから綿密な準備が出来れば1ヶ月位かかる準備が出来たらすぐ着工に移したいと、だから認可も受けておつて、そして準備も出来たら1ヶ月後準備が出来れば予定であります、それから1~2ヶ月もすればすぐ着工出来るとういふのが今の考えであります。

5番~上提されたこの議案が若し今日可決された場合には認可申請手続は何日頃やりますか。

市長~引き続きもうすぐ手続をしたい。

5番~この4~5日以内にも出来ますか。

市長~それはその外にも理由があると思ひますから、一言待つて下さい。

5番~今日可決された場合にはすぐ出来ますか。

市長~大体10月頃になるだろうといふ事でありませう。

5番~その条件が今日可決された場合でも認可申請手続は大体10月頃が見込してすね、どうですか。

市長~はい。

5番~認可申請手続はすね、認可になる見込しであつて、10月頃です、これはいわゆる単なる認可申請手続のためだつたらすね、今日仮にこの条件が可決されても認可申請手続は10月頃である、それじや何故来月或は再来月の臨時議会は待てないんですか、もつと下げて検討してその上の計画ですか、一応今日可決されても10月頃にしか出来ない訳です、認可申請はこれはやはりそれまでに必要な物はまだ外にある、やらなくちやいけない書類作成とか或は作業です、その関係です

だと解しやくできますがもう1度、今の内容をまとめて質問いたします。一応認可は先きになるんだという考え方が当局の考え方でありますね。実現性のある計画は大体来年の6~7月頃までにしか出来ない。そうであれば認可はその前に大体やられるというのが当局の見方でありまして、先つきはそうであるというふうな御答弁でありましたが、私は同じ質問を繰り返しているだけです。

市長~事業をするにはまず認可が先きだと思えます。それで認可は早めに取っておいて出来るならば今のような概算見積りでも取っておいて早めにしたしたいと思います。もしこれが概算では困るという事であれば綿密な設計それから予算の見積りをして、そして議会にこれで事業執行をやるんだという議決をもらつてやるならば来年の6月~7月頃までにそれを出して、そして認可を得て、そして認可を得たらすぐ着工に移すというふうに段取りを進めたいと思つております。繰り返えされておられますが認可はなるべく早めに受けたいと、それから綿密な準備が出るのは1ヶ月位かかる準備が出来たらすぐ着工に移したいと、だから認可も受けておつて、そして準備も出来たら1ヶ月後準備出来る予定であります、それから1~2ヶ月もすればすぐ着工出来るとういうのが今の考えであります。

5番~上提されたこの議案が若し今日可決された場合には認可申請手続は何日頃やりますか。

市長~引き続きもうすぐ手続をしたい。

5番~この4~5日以内にも出来ますか。

市長~それはその外にも理由があると思えますから、一寸待つて下さい。

5番~今日可決された場合にはすぐ出来ますか。

市長~大体10月頃になるだろうという事であります。

5番~その案件が今日可決された場合でも認可申請手続は大体10月頃が見通してすね。

市長~はい。

5番~認可申請手続はすね。認可になる見通しであつて、10月頃です。これはいわゆる単なる認可申請手続のためだつたらすね。今日仮にこの案件が可決されても認可申請手続は10月頃である。それじや何故来月或は再来月の臨時議会は待てないんですか。もつと掘り下げて検討してその上の計画ですか。一応今日可決されても10月頃にしか出来ない訳です。認可申請はこれはやはりそれまでに必要な例えはまだ外にある。やらなくちやいけない書類作成とか或は作業です。その関係です。

か、そうい関係でそがするると際だが結この案件を裁に上提するからに
は、まだ添付すべき書類があるんが認めますか、認可申請手続をされてい提すう事
るも必要な手がいるんでしよう政府に對しては、そのための10月まで
間が必要でしょう。

議長～暫休憩いたします。(午前11時36分)

議長～再開いたします。(午前11時40分)

5番～10月頃までに認可申請手続をやされる。その場合に突現性の有る計画はそ
れは大体来年度の7月頃までに認可申請手続をされたら見積り額がね。そのお
りにもそれまでは大体認可申請手続は得られると思つてお
ります。見
ては、

建設課長～書類がそろえば認可は早くなると思ます。

5番～10月頃までに認可申請手続をしたならばという前提がありますね。前
提があればすでに書類はそろつている訳ですよ。

市長～この件私からお答えいたしますが、書類は出してこちらの方で何日ま
でに認可出来るという事は予測出来ないであります。と申上げますの
は現在でも1年以上なつているが、まだ認可出来ない所があるやうでも聞
ります。例を申上げますと豊見城や浦添が1年以上も聞
いておられますので、ですから書類を完備して出して、この認可が来る
のは何日来るという事はちよつとここでは予測が出来ないのであります

5番～予測が出来なくても結構です。又出来ても結構です答弁における説明は
統一して載きたい。同じ質問に対して先程は来月の6～7月頃には以前は
に認可がなると予想しておつたでそういう事になりますか、今は予測は
つかないとの答弁でございます。

市長～認可がなるとはいつておりませんが、私達は認可書類を提出して向うが認可
がなり、又この締密なる準備が出来たらすぐ着工に移りたいという事
であります。認可が出来たら例え準備は出来ても認可
がなければ施工は出来ない訳であります。この辺はよくお考えになつ
たら何も私のものが遅つてないと思ふんですがね。

5番～私の質問は完つつきから認可になる見込みは何日かというような質問であ
りました。

か。そういう関係でそうすると実際はこの案件を議会に上提するからには、まだ添付すべき書類があるんだが結局添付されていないという事になる訳ですな、それは認めますか。認可申請手続をやるからにはどうしても必要な手続があるんでしよう政府に対してはそのために10月まで期間が必要でしょう。

議長～暫休憩いたします。(午前11時36分)

議長～再開いたします。(午前11時40分)

5 番～10月頃までに認可申請手続をやる。その場合に実現性のある計画はそれまでに更に検討を加えて検討される必要があるから実現性のある計画は大体来年の6～7月頃までに見積り額ですね。そうすると10月頃仮りに予定通りに認可申請手続をした場合には来年の6～7月頃前におそくともそれまでには大体認可は得られると思っておりますか。見通して良いです。

建設課長～書類がそろえば認可は早くなると思います。

5 番～10月頃までに認可申請手続をしたならばという前提がありますね。前提があればすでに書類はそろっている訳ですよ。

市長～この件私からお答えいたしますが、書類は出してもこちらの方で何日までに認可出来るという事は予測出来ないのとあります。と申し上げますのは現在でも1年以上なっているが、まだ認可出来ない所があるようであります。例を申し上げますと豊見城や浦添が1年以上まだだという事も聞いておりますので、ですから書類を完備して出しても、この認可が来るのは何日来るという事はちよつとここでは予測が出来ないのであります

5 番～予測が出来なくても結構です。又出来ても結構です答弁における説明は統一して載きたい。同じ質問に対して先程は来月の6～7月頃には以前に認可がなると予想しておつたでそういう事になりますか。今は予測はつかないとの答弁でございませう。

市長～認可がなるとはいつておりません。私達は認可書類を提出して向うが認可がなり、又この綿密なる準備が出来たらすぐ着工に移りたいという事でありまして認可が先でありますから例え準備は1ヶ月に出来ても認可がこなければ施工は出来ない訳であります。この辺はよくお考えにならたら何も私のものが遅つてないと思ふんですがね。

5 番～私の質問は先つきから認可になる見通しは何日かというような質問でありました。

市長～書類が来るので、認めるのがこの10月頃でも必要ですね、準備が完了するといふのは認可も
出ると、この見取りも10月頃でも必要ですね、準備が完了するといふのは認可も
書類が来るので、認めるのがこの10月頃でも必要ですね、準備が完了するといふのは認可も

5番～それが重くてもあれは一回私はいこの見透しを立てて買開いたししました。改
めがゆつくりでもう一回質問たしは透しを10月にはそれで返りに今上提された案
件が本取らせたりね、それを前提として透しを10月にはそれで返りに今上提された案
請と思つておられますか、見透しを10月にはそれで返りに今上提された案

市長～予測は付られんと思います。

5番～全然予測は付られせんか。先きの建設計課長の答を打消しては良
すね、結局10月以内は申請大得られると思つておられますか、見透しを10月にはそれで返りに今上提された案

市長～今の所私には政府の方ともまだ会つてみないから分りませんので、何日
に成るかは見透しはつけられません。

5番～認可になつてから、これはもち論認可なるのが来年度の今頃であるか、
再6～7月の今頃認可なるとは、定しなうに、来年度の今頃は、何日頃か、
出米ますか。

市長～繰前ように認めてあげます、準備が大体6～7月頃までとこ
に認めてあげます、準備が大体6～7月頃までとこ

5番～いいです、もう分りました、これだけ分れば結構です。

議長～暫休憩いたします。(午前11時44分)

議長～再開いたします。(午前11時51分)

議長～議案第34号、宜野湾市公有水面、立についで、質疑の段階において、
議案第34号に付したいと思ひますが、御異議を述べないか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

市長～書類が出るのがこの10月頃ですね、準備が完成するというのは認可も出来て、その見積りも予算も準備が出来た時にこれが準備が完成する事。認可が第1番目に最も必要な認可を受ける事が先きの準備じやないかと、こう思うのであります。

5番～それが重要であれば、そ私はこの見透しを立てて質問いたしました。改めてゆつくりもう1回質問いたします。10月頃仮りに今上提された案件が本日ここで可決された場合には当局はそれに基づいて認可申請手続きが取れますね。それを前提としてすなわち10月頃にまず認可申請が完了した場合には当局の見透しとしては何日頃までに認可は得らると思っておりますか、見透しですね。

市長～予測は付られんと思います。

5番～全然予測は付られませんか。先き程の建設課長の答弁を打消して良い訳ですね。結局10月頃認可申請手続きを出した場合には全然一応私の方からしますと2ヶ月以内には大体得られると思っておりますが、大体の見透しで結構ですよ。

市長～今の所私には政府の方ともまだ会ってみないから分りませんので、何日になるかは見透しはつけられません。

5番～認可になつてから、これはもち論認可なるのが来年の今頃である場合と再来年の今頃である場合とは、当然違う訳であります。仮りに来年の6～7月頃認可になつたと仮定しました場合には着工は何日頃から大体出来ますか。

市長～繰返して申し上げます。準備が大体6～7月頃までに整いますから、その前に認可になつておれば着工もす々出きます。ところが先つき申し上げたように

5番～いいです。もう分りました。これだけ分れば結構ですから。

議長～暫休憩いたします。(午前11時44分)

議長～再開いたします。(午前11時51分)

議長～議案第34号、亘野湾市公有水面埋立については質議の段階において、継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～議案第18号1965年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時53分)

議 長～再開いたします。(午前11時55分)

4 番～只今議題になつております議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算について修正案を提出いたします。お手許に配つてあります印刷の通りであります。本定例会における最も重点的に審議してもらいました本議案一般会計予算であります。相対時間をかけまして綿密に審議してもらいましたが、才入において原案の9款雑収入の4目の雑入の中に預金利息が費目存置として計上されておりますが、しかし毎年400\$以上の予算利息があり、その実績がございまして、当然新会計年度におきましても同額の預金利息が見積られますので、400\$の預金利息を計上したいというのが、こつ子であります。それから才出の第1款5目需要費の中の5節であります。原案の4,657\$に対して3,469\$が議長専用車の車買入費であります。去つた全体協議会でも話し合いました通り現段階においては議長の専用車というよりか議会事務局の活動を優先的にやるべきだとして只今の3,469\$が妥当な額だと思つて150\$の減額に修正してあります。尚又事務局用車の燃料費であります。197\$の原案に対して90\$減にしてあります。これは議長用としての計上であり、中型以上の車と小型車とはそれぞれ燃料の消費量は異なりますので、事務局用車としての小型車でありますので、90\$の減額をして修正してあります。それから又20節の借料及損料であります。1\$の費目存置に対して19\$の増額にしてあります。それにつきましてはテープレコーダーの賃借その他車両の借料といった様なものが想定されるし、また過去においてそういう実績がありますので、19\$増額して20\$の計上にしてあります。下つて21節車検料であります。これについては費目存置にされておりますか、これから次年度においてはいろいろと陳情その他はん訳すべき事項が多々あるかと思つて居りますので、予想される費目につきましては当然或程度計上すべきであるといふことで14\$の増をしまして15\$の計上額になつております。それから25節の備品費は先程説明した通りであります。それから28節原案の2800\$これは議長専用として車購入費として2,100\$計上してあります。しかし現段階におきましては議長の専用車購入というよりは議会事務局並びに議会用の専用車を購入した方が最も妥当であるといふような事で経済車の購入を想定いたしまして900\$の減額をした訳でございます。それから23節の保険料であります。これは車両の保険料金です。原案の120\$を73\$に修正して73\$の修正案を出しておりますが47\$の減にしてあります。次に1款1項の5目需要費におきまして修正の減額が1,154\$。それに才入が預金利息の400\$増にな

つたので、1,154 \$ 減にいたしましたして、その減額した分を4款1項1目の
の26 廊道路維持修繕費の中からは、原材費の原案の500 \$ を2,133 \$ の
修正増しては、原材費を多くするより、原案の半通り減額したつた理由で
といたしましては、原材費を多くするより、原案の半通り減額したつた理由で
ローラーの購入は、そのほか機械を多用する事によつての行政の現状で
い御の明で、10分の1に、いまは、路維持の修繕とある修繕明細書
現在の要うな観か、ら、もう一つは、意味から、633 \$ を上、単純御
い、つ、路維持の修繕とある修繕明細書、備中、原材費の慎重
或は、路維持の修繕とある修繕明細書、備中、原材費の慎重
備中の原材費の慎重、願

議長～本案に対する検討を求めます。

15番～原案を一部修正した所の案については反対いたします、原案で私
したい所はこの修正案には記されておりませんので反対いたします。

議長～変わった御意見はありませんか。

1番～現時点における状況からいたしまして、議会費の削減を非常に
不適切な処置と考へておられます。この削減を非常に不適切な処置と考へてお
すが、本市におきましては、一部修正案に對して、

議長～他にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思ひますが、御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第18号1965年度市才入才出算について修正案
を本修正案に對して賛成の方挙手願ひます。

議長～賛成多数でありますので、本修正案を可決決定いたします。

議長～修正部分を除いた原案に対する討論を求めます。

5番～一部を修正した原案は現時点の財政規模その面から考慮いたしまし
て妥協いたします。

つたので、1,154 \$ 減にいたしまして、その減額した分を4款1項1目の26節道路維持修繕費の中の原材料費の原案の500 \$ を2,133 \$ の修正増にしてあります。それから原材料費を前年通り減額になつた理由といたしましては、原材料費を多くするよりはむしろ機械器具を整えてローラーの購入或はその他機械を活用する事によつて充分達成出来るという御説明でありましたが、しかし現実には末端行政の道路維持修繕費に現在の要求の10分の1にもみたしてないのが、実状であります。そういったような観点からいたしますと、やはり道路維持の修繕というのは或は道路維持の管理もう1つにはもつと当局は資金を投じてある程度整備する必要があるというふうな意味からその633 \$ を道路維持修繕費の中の原材料費の方に増額修正した訳であります。以上簡単に御説明申上りまして皆様の慎重なる御検討をお願いいたしまして、皆様の御協力をお願いいたします。

議長～本案に対する検討を求めます。

15番～原案を一部修正した所の案については反対いたします。原案で私が修正したい所はこの修正案には記されておりませんので反対いたします。

議長～変つた御意見はありませんか。

1番～現時点における状況からいたしまして、議会費の削除されました項目は適切な処置と考えております。この削除額を道路補修費に充ててありますが、本市におきましてはいたる所に道路が不備で非常に交通上不便をきたしておりますので、一部修正案に対して賛成であります。

議長～他にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第18号1965年度宜野湾市才入才出予算について②修正案を表決に付します。
本修正案に対して賛成の方挙手願います。

議長～賛成多数でありますので、本修正案を可決決定いたします。

議長～修正部分を除いた原案に対する討論を求めます。

5番～一部を修正した原案は現時点の財政規模その他の面から考慮いたしまして妥当な才入才出の計上だと思ひます。従つて一部修正を除いた原案に賛成いたします。

15番～反対いたします。理由は質疑討論の中で産業経済費を減額にした理由がはつきりしていない事又保健衛生費の400\$余に減額にされた理由は当局としては政府からのX線についての補助があるので減額したんだという事になっておりますが、実際に本市においてレントゲンさつ影を受けた人の数を見ました場合に400\$余りも減額にしたという理由はなり立ちません。もう1件は保育所の設置であります。この問題は非常に今各方面から要望されておるにもかかわらず400\$位いの対応費をゆめば日政援助として1万4千\$余りも補助があるにもかかわらず、予算に計上されてない以上の件を持ちまして反対いたします。

議長～原案に対する賛決を行います。修正部分を除いた原案に賛成の方挙手願います。
賛成多数でありますので、修正した部分を除いた原案を可決決定いたします。

議長～議案第19号、亶野湾市上水道特別会計才入才出予算についてを議題といたします。本案に対する質疑を求めます。

議長～質疑打切りの声がございますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

19番～原案に対して賛成でございます。本市の水道事業はまだ狐頭の余地があり、その内容において又予算措置において、当を得たものであると認められますので、賛成いたします。

議長～外に斐つた御意見はありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～議案第19号、1965年度亶野湾市上水道特別会計才入才出予算についてを賛決に付します。
原案に御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いたします。

議長～午後2時30分)

15番～反対いたします。理由は質疑討論の中で産業経済費を減額にした理由がはつきりしていない事又保健衛生費の400\$余に減額にされた理由は当局としては政府からのX課についての補助があるので減額したんだという事になつておりますが、実際に本市においてレントゲンさつ影を受けた人の数を見ました場合に400\$余りも減額にしたという理由はなり立ちません。もう1件は保育所の設置であります。この問題は非常に今各方面から要望されておるにもかかわらず400\$位の対応費を組めば日政援助として1万4千\$余りも補助があるにもかかわらず。予算に計上されていない以上の件を持ちまして反対いたします。

議長～原案に対する表決を行います。修正部分を除いた原案に賛成の方挙手願います。
賛成多数でありますので、修正した部分を除いた原案を可決決定いたします。

議長～議案第19号、亶野湾市上水道特別会計才入才出予算についてを議題といたします。本案に対する質疑を求めます。

議長～質疑打切りの声がございますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

19番～原案に対して賛成でございます。本市の水道事業はまだ孤張の余地があり、その内容において又予算措置において、当を得たものであると認められますので、賛成いたします。

議長～外に突つた御意見はありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～議案第19号、1965年度亶野湾市上水道特別会計才入才出予算についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いたします。

議長～午後2時30分)

議 長～再開いたします（午後4時20分）

議 長～暫休憩いたします。（午後4時24分）

議 長～再開いたします。（午後5時）

議 長～只今定刻の時であります。時間延長をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午後5時1分）

議 長～再開いたします。（午後5時3分）

議 長～日程の追加を願います。日程の32.に議案第35号、水道施設の売買に伴う財産の取得についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

水 産課長～去つた予算議会の場合にも、予算に計上しましたが、一応予算通過いたしましたので、早速契約を案件として提出いたしたいと思つております。議案35号に出ております通り高田住宅それから伊佐住宅、喜友名住宅の3件についての契約であります。金額に付きましては別紙の内訳書が市の査定額になっております。その後折衝の結果高田が7,500\$の予算を計上してありましたが、7,000\$、伊佐、喜友名は別に差はございません。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑打切の声がございしますが、ございませぬか。
（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。
（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～再開いたします（午後４時２０分）

議長～暫休憩いたします。（午後４時２４分）

議 長～再開いたします。（午後５時）

議 長～只今定刻５時であります。時間延長をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午後５時１分）

議 長～再開いたします。（午後５時３分）

議 長～日程の追加を願います。日程の３２．に議案第３５号、水道施設の売買に伴う財産の取得についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

水道課長～去つた予算議会の場合にも、予算に計上しましたが、一応予算通過いたしましたので、早速契約を案件として提出いたしたいと思っております。議案３５号に出ております通り高田住宅それから伊佐住宅、喜友名住宅の３件についての契約であります。金額に付きましては別紙の内訳書が市の査定額になっております。その後折衝の結果高田が7,500 \$の予算を計上してありますが、7,000 \$。伊佐、喜友名は別に差はございません。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑打切の声がございますが、さいぎございませんか。
（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。
（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第35号、水道施設の売買に伴う財産の取得についてを表決に付します。

議員～原案に御異議ございませんか。

議長～（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。（午後5時10分）

議長～再開いたします。（午後5時15分）

議長～議案第34号、宜野湾市西海岸公有水面埋立についてを議題といたします。まず本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので、質疑を願います。

議員～質疑、討論省略の申がございしますが御異議ございませんか。

議長～（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第34号、宜野湾市西海岸公有水面埋立についてを表決に付します。

議員～原案に御異議ございませんか。……（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～日程追加を願います。日程の第33号、議案第36号、宜野湾市財産取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。……

市長～財産取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてとなっておりますが、先に陳情のありました南陽相互銀行を預金取引銀行として指定してもらいたいと、これは市の財産の管理の面から必要であると認められて、先きの議会でも話合がありましたので、今度これを追加提案した次第であります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議員～……

議 長～では議案第35号、水道施設の売買に伴う財産の取得についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時10分)

議 長～再開いたします。(午後5時15分)

議 長～議案第34号、宜野湾市西海岸公有水面埋立についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので、質疑を願います。

議 長～質疑、討論省略の声をございますが御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第34号、宜野湾市西海岸公有水面埋立についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～日程追加を願います。日程の第33号議案第36号、宜野湾市財産取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～財産取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてとなっておりますが、先に陳情のありました南陽相互銀行を預金取引銀行として指定してもらいたいと、これは市の財産の管理の面から必要であると認められまして、先きの議会でも話合がありましたので、今度これを追加提案した次第であります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本件に付ましては、質疑討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので質疑討論を省略する事に致します。

議 長～議案第36号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に移ります、原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので原案通り可決決定致します。

議 長～次は本土視察議員の研修報告を行います。
只今より本土研修の議員の団長であられる安次富議員から報告を求めます。

議 長～日程の追加を行います、日程第34、議案第37号、予算の繰越についてを追加致します、これより本案を上提議します。
提出者の説明を求めます。

助 役～64年度の予算で執行すべき土木費とそれから産業経済費の貸付料が雨天の関係でどうしても予定通り執行することが出来ませんでしたので予算を繰り越してこれを解決したいと思ひまして市町村自治法の第68条の2の規定によりまして提案した訳でございます。

議 長～本案についてを質疑を求めます。

4 番～7款の市場の施設費であります、先き程のご説明によりまして雨天の為に出来なかつたという只今のご説明でありましたが、それは理由ですか、出来なかつたという理由は、しかしこの野さい集荷市場の場合は、これは現行年度のだけじやなくして、63年度ですかそれならこの市場の建設と平行してこれは計画は立てられたかと思つております、当然この施設を早急にやつてもらいたいと思つて再三議会からも要望をしておりましたが、せつかく予算も取つておりながら雨天のために出来なかつたという事ですが、私は理由に立てられないと思つております、と申し上げますのは雨天というのは今度3月～4月あたりからと聞きます、そうするとその前でも充分可能であつたはずであります、それは単なる雨天だと云う理由では私納得出来ませんが、その外にもつと理由がなかつたかどうか。

議長～本件に付ましては、質疑討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので質疑討論を省略する事に致します。

議長～議案第36号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に移ります。原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので原案通り可決決定致します。

議長～次は本土視察議員の研修報告を行います。

只今より本土研修の議員の団長であられる安次富議員から報告を求めます。

議長～日程の追加を行います。日程第34、議案第37号、予算の繰越についてを追加致します。これより本案を上提致します。提出者の説明を求めます。

助役～64年度の予算で執行すべき土木費とそれから産業経済費の賃貸料が雨天の関係でどうしても予定通り執行することが出来ませんでしたので予算を繰り越してこれを解決したいと思ひまして市町村自治法の第68条の2の規定によりまして提案した訳でございます。

議長～本案についてを質疑を求めます。

4番～7款の市場の施設費であります。先き程のご説明によりまして雨天の為に出来なかつたという只今のご説明でありましたが、それは理由ですか。出来なかつたという理由は、しかしこの野さい集荷市場の場合は、これは現行年度のだけじゃなくて、63年度ですかそれからこの市場の建設と平行してこれは計画は立てられたかと思つております。当然この施設を早急にやつてもらいたいと云う事に再三議会からも要望をしておりましたが、せつかく予算も取つてありながら雨天のために出来なかつたという事ですが、私は理由にならないと思つております。と申し上げますのは雨天というのは今度3月～4月あたりからと聞きます。そうするとその前でも充分可能であつたはずであります。それは単なる雨天だと云う理由では私納得きませんが、その外にもつと理由がなかつたかどうか。

助 役～市場の舞殿の柱に付ましては、おつしやる通りに今申し上げた雨天
どけいのは着工してからの雨天に左右されて完全に予算執行出来な
かつたと云う訳でございます。

4 番～既に着工されておりますか、この施設のどの程度まで今出来ており

助 役～やがて完成するんじゃないかと思えます。

1 番～9万ドルのアスファルト工事がいつまでに終る計画の予定であつた
のか、又何日終る見込みであるのか、それについて。

助 役～契約の方は6月25日に定つております。

～6月25日までが契約の期限になつておりますが、6月25日まで
にあとわずかの所で雨に合ひまして、それで後17日間の延期願ひ
が出されまして政府の方でも受けまして認めております、それで
今度の完了の見込みとしましては、後10日位では出まると、思つて
おります。

1 番～どうもすると25日から計算しまして17日の日時しかないと、こ
れは雨天のために出来なかつた訳ですか、(ハイ)
その外には別に技術的な面で工期が延長した理由はございませんか
単に雨天のためになつたという訳ですか。

助 役～最初の方は今度からの工事については、管はアスファルト工事につ
いては、一応土固めの方を計画せんとアスファルトを入れる備が
出来たので、その土固めをやつたらすね、不合格して、そこで
その土固めを改めてやると云う様な事はありましたが、現在
これも終えてアスファルトを入れる段階になつております。

1 番～この工事延期の場合に關する契約のですね、違反事項を取扱して
罰金を支払う様な内容ですか、(ハイ) 罰金を支払う事になりましたが、その
罰金は幾らか、何と云う事ですか、しかしこの場合は、

助 役～違約金を支払う様になつております、今度くして、それが
それからこの罰金の額と平行してこれは計画は立てられたか、

1 番～違約金を求める様になつておる訳ですか、そうすると違約金と該當
するもんであるかどうか、

助 役～その方は検討しておきませんが、政府としても天気を認めておりま
すので、又雨天がそれだけ降りまけたので、先づき不合格したとは申し
まじたいけれども、この方は責任者が自分の負担でやらなければ該當す
ると思ひますが、今の所止むおえない事情があつたという所から該當
しないと思ふだけで、まだ検討はしておりません。

5 番～土木費の道路新設改良費について質問致します、この繰越にな

助 役～市場の建設の何に付ましては、おつしやる通りに今申し上げた雨天
というのは着工してからの雨天に左右されて完全に予算執行出来な
かつたと云う訳でございませう。

4 番～既に着工されておりますが、この施設のどの程度まで今出来ており
ますか。

助 役～やがて完成するのではないかと思います。

1 番～9万ドルのアスファルト工事がいつまでに終る計画の予定であつた
のか。又何日終る見込みであるのか。それについて。

助 役～契約の方は6月25日になつております。
6月25日までが契約の期限になつておりますが、6月25日まで
にあとわずかの所で雨に合ひまして、それで後17日間の延期願
いが出されまして政府の方でも受けまして認めております。それで
今度の完了の見込みとしましては、後10日位では出きると思つて
おります。

1 番～そうしますと25日から計算しまして17日の日時しかないと、こ
れは雨天のために出来なかつた訳ですか。(ハイ)
その外には別に技術的な面で工期が延長した理由はございませんか
単に雨天のためになつたという訳ですか。

助 役～最初の方は今度からの工事については、特にアスファルト工事につ
いては、一応土固めの方を計画せんとアスファルトを入れる何が出来
ませんので、その土固めをやつたらですね。不合格して、そこで
その土固めを改めてやると云う様な事はありましたが、現在ではそ
れも終えてアスファルトを入れる段階になつております。

1 番～この工事延期の場合に關する契約のですね。違反事項を取交してあ
りますか。どういふ様な内容ですか。

助 役～違約金を支払う様になつております。

1 番～違反金を求める様になつておる訳ですか。そうすると違約金と該当
するものであるかどうか。

助 役～その方は検討しておりませんが、政府としても天気を認めております
ので、又雨天がそれだけありましたので、先つき不合格したとは申し
ましたけれども、この方は請負者が自分の負担でやらなければ該当す
ると思ひますが、今の所止むおえない事情にあつたという所から該当
しないと思ひだけで、まだ検討はしておりません。

5 番～土木費の道路橋か新設改良費について質問致します。この繰越にな

る分は正しく取り扱って同位に相当する金額でありますか。

助 後～アスファルト工事につきましては、この件は先もお答え致しました様にあと2日もあれば完了すると、それから長田の農道に付ましては地割れもすんで石粉を入れるだけでこの方も石粉を入れる何んにかればあと2日はかかると思っております。

5 番～いわゆる後2～3日分ということですか。

16 番～野さい集荷場の件についての施設の問題であります。同じ所によると屋根がないという事であり、いかなる理由で屋根がないのか。

助 後～その方は、山だけを使用してのすだれぶきということになって居りますがその事を云つて居ると居ります。

16 番～そうすると雨降りの時は冬は使用出来ないと云う訳ですか。

助 後～そういうふうな格好になっております。

14 番～屋根がなければ、ラワン材は、すぎが適当だと思いますが、ラワンでは木を食ひと思うが、そういう工事をかんたんに考えてもらつたら困ります。どんなものですが、ラワン材を水にぬらした場合には、耐久力かわずかしかないがどう考えますか。
(返答なし)

議 長～質疑がないので質疑を打ち切ることとを異議ございませんか。
(野さいの件) 質疑を打ち切り討論に移ります。討論を省略することとを異議ございませんか。
(野さいの件) 討論を省略し表決に移ります。議案第37号予算の編成についてを表決に移ります。原案通り可決することとを異議ございませんか。
(野さいの件) 原案通り可決することとを異議ございませんので原案通り可決する事に決定致します。

だつへ 本日を以つて全日程終了致しましたのでこれを以つて第16回宜野湾市議会定例会を開ることに致します。長期にわたり慎重なる御審議をして頂きまして誠にありがとうございました。

議 長～開 会 (午後6時10分)
上記会議録の原稿は掲載されたものであるが、その内容の正確であることを断するためここに署名する。

1964年9月16日

【宜野湾市議会議長

後 藤 名 義 員

前 藤 名 義 員

石川 嘉一
宮 本 敏 彦

る分は工事日数いく日間位に相当する金額でありますか。

助 役～アスファルト工事につきましては、この件は先もお答え致しました様にあと2日もあれば完了すると、それから長田の農道に付ましては地均しもすんで石粉を入れるだけでこの方も石粉を入れる何んになればあと2日はかかると思っております。

5 番～いわゆる後2～3日分ということですね。

16番～野さい集荷場の件についての建設課の問題であります。聞く所によると屋根がないという事であり、いかなる理由で屋根がないものか。

助 役～その方は、山だけを使用してのすだれぶきということになつて居りましてその事を云つて居ると願います。

16番～そうすると雨降りの時はそこは使用出来ないと云う訳ですか。

助 役～そういうふうな格好になつております。

14番～屋根がなければ、ラワンよりは、すぎが適当だと思ひますが、ラワンではもたないと思ふが、そういう工事をかんたんに考へてもらつたら困ります。どんなものですか。ラワン材を水にぬらした場合には、耐久的なわずかしかないがどう考へますか。
(返答なし)

議 長～質疑がない様でありますので質疑を打切ることにご異議ございませんので質疑を打切り討論に移ります。討論を省略することにご異議ございませんか。ご異議がございませんので討論を省略し表決に移ります。議案第37号予算の繰越についてを表決に移ります。原案通り可決することにご異議ございませんか。
ご異議ございませんので原案通り可決する事に決定致します。
本日をもって全日程終了致しましたのでこれを以つて第16回宜野湾市議会定例会を開ることに致します。長期にわたり慎重なる御審議をして載きまして誠にありがとうございました。

議 長～閉 会 (午後6時10分)

上記会議録の次第は書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1964年 月 日

宜野湾市議会議長

書記署名議員

書記署名議員